

東京都 更新時講習会

近時求められる貸金業者の法務・コンプライアンス 対応上のポイント

2026年6月

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
弁護士 小田 大輔

MORI HAMADA

目次

1. 貸金業者におけるコンプライアンス、リスク管理上の重点事項
2. 若年者貸付けにおける対応
3. マネー・ローンダリング等対策の高度化への対応
4. 上限金利規制の遵守
5. サイバーセキュリティ管理
6. その他近時のトピック
 1. 個人情報保護法(金融分野GL)に基づく個人情報管理の厳格化への対応
 2. 障害を持つ顧客への合理的配慮
 3. 起業・副業を巡る資金需要者等の被害への対応

貸金業者におけるコンプライアンス、リスク管理上の重点事項

貸金業者におけるコンプライアンス、リスク管理上の重点事項

- (1) 法令等遵守状況及び経営管理機能の発揮状況(第三者への業務委託に係る業務運営上の措置を含む)
- (2) 返済能力調査の適切性(18、19歳の若年者への貸付けに係る返済能力調査等及び総量規制の適用除外・例外貸付けの適切性を含む)
- (3) 取引時確認等の実施状況(犯罪収益移転防止法上の本人確認方法見直しに関する準備状況の確認を含む)
- (4) 利息・保証料等に係る制限等の遵守状況
- (5) システムリスク管理態勢の整備状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

(日本貸金業協会の令和8年度の監査重点事項)

若年者貸付けにおける対応

若年者貸付けが注視されている背景

■ 民法改正による成年年齢の引下げ

- 年齢十八歳をもって、成年とする(民法4条)
- 成年年齢の意味:
 - (1) 一人で有効な契約をすることができる年齢
 - (2) 親権者の親権に服することがなくなる年齢

■ 施行期日

- 2022年4月1日から施行(施行から4年以上が経過)

政府の方針

- 若年者が過大な債務を負うような事態が生じないように、貸金業者に対する当局の検査・監督や日本貸金業協会の監査を通じて貸金業法を遵守させることに加え、貸金業者による自主的な取組の状況を把握し、これを推進していく必要がある。

「成年年齢引下げを踏まえた対応について」

日本貸金業協会は2022年2月16日に声明(「成年年齢引下げを踏まえた対応について」)を公表

- ✓ 若年者への貸付けに関してはより丁寧な返済能力調査を行うため、**協会の社内規則策定ガイドライン**に、当分の間、下記の規制を盛り込むこととした。協会は、監督当局とも連携しながら、協会員への指導・監査を通じて、当該規制の遵守状況を確認していくこと等により、若年者が過大な債務を負うような事態が生じないよう、全力で取り組むことを表明



1. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、**貸付額にかかわらず、収入の状況を示す書類**の提出又は提供を受けてこれを確認するものとする。また、当該書類は、**当該貸付けに係る契約に定められた最終の返済期日まで保存**するなど、**貸金業法施行規則第10条の18第2項の規定に沿って保存**するものとする。
注1)貸金業法第13条第3項に規定する金額を下回る額の貸付契約における収入の状況を示す書類については、必ずしも年収証明書である必要はなく、客観的に収入を確認できる書類であって信ぴょう性・妥当性があるものであればそれでも差し支えない。
注2)若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金(10万円以下、かつ返済期間3ヶ月以内)の貸付けについては、若年者に対し、その事情を十分に聞き取り、貸付けの可否やその内容を適切に判断する。なお、法令に従い、顧客から疎明資料(医療機関からの医療費の請求書又は見積書、緊急に必要となる資金の支払いに係る領収書その他の資金の用途を確認することができる書面)の提出又は提供を受け、適切に保存する。
2. 若年者への貸付けの契約を締結しようとする場合は、**資金使途を確認**するとともに、**名義の貸借やマルチ商法等について注意喚起**を行い、**不自然な点が見受けられる場合には聴き取り**を行う等、**より慎重な調査**を行うものとする。
3. **成年年齢が引き下げられた旨の表現内容を用いる等、ことさら若年者を対象にした広告・勧誘を行わないものとする。**

※1 貸金業法第13条第3項に規定する金額＝収入証明書が法律上必要な場合の金額＝1社で50万円超、または、複数社で100万円超

※2 若年者又はその家族の医療費や、緊急に必要となる資金(10万円以下、かつ返済期間3ヶ月以内)の貸付けは、総量規制の「例外貸付け」に該当

マネー・ローンダリング等対策の高度化への対応

疑わしい取引の届出の参考事例(抜粋) -令和7年8月1日更新-

第7 融資及びその返済に着目した事例

- (1) 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。
- (2) 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。
- (3) 融資金が申込時の使途と相違することが発覚した顧客に係る取引。

第8 その他の事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- (3) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
- (4) 実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
- (9) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (10) 暴力団員、暴力団関係者及び国内外の犯罪組織に関与している疑いのある者等に係る取引。
- (11) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (12) 資金の源泉や最終的な使途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (20) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

上限金利規制の遵守

利息、保証料等に係る制限等

② 法令等を踏まえた利息、保証料等の制限等に係る実施態勢の構築

- イ. 役職員が社内規則等に基づき、利息、保証料等の制限等に係る取扱いを適切に行うよう、社内研修等により周知徹底を図っているか。
- . 貸付けに係る契約を締結するとき、以下の点に留意して、契約内容の確認等を行う態勢の整備がなされているか。
 - a. 法第 12 条の8第2項に規定する「みなし利息」についても利息に含めて貸付けの契約を締結しているか。
 - b. 法第 12 条の8第2項に規定する「契約の締結及び債務の弁済の費用」、施行令第3条の2の2に規定する「利息と見なされない費用」及び第3条の2の3に規定する「利用料」は、実費相当額(法令上の上限がある場合にはその範囲内)となっているか。
 - c. 債務履行担保措置に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを貸付けに係る契約の条件とする場合、当該債務履行担保措置の対価として支払われる金銭の額と利息を合算した金額が、利息制限法に規定する金額を超えないものとなっているか。
 - d. 同一の債務者に追加的に貸付けを行うにあたっては、利息制限法の上限利率は、同法第5条に基づき、債務者の自社貸付残高に応じて変化することを踏まえ、利率を決定しているか。
 - e. 保証業者と保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該保証契約を締結するまでに、当該保証業者への照会その他の方法により、当該保証業者と当該貸付けに係る契約の相手方又は相手方となろうとする者との間における保証料に係る契約の締結の有無及び当該保証料の額を確認しているか。また、確認に関する記録を作成し、保存しているか。
 - f. 施行規則第 10 条の 13 に規定する保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを貸付けに係る契約の締結の条件とはしない措置を講じているか。
 - g. 保証業者と根保証契約を締結する際に、当該根保証契約が施行規則第 10 条の 14 に規定するものであるときは、当該根保証契約の締結をしない措置を講じているか。
 - h. 金銭の貸借の媒介を行った貸金業者は、当該媒介により締結された貸付けに係る契約の債務者から当該媒介の手数料を受領した場合において、当該貸付けに係る契約の更新(施行規則第 10 条の 15 の規定を含む。)があったときは、これに対する新たな手数料を受領し、又はその支払いの要求をしない措置を講じているか。

③ 内部管理部门等による実効性確保のための措置

利息、保証料等に係る契約の締結等に関して、内部管理部门における定期的な点検や内部監査を通じ、その状況を把握・検証しているか。また、当該検証等の結果に基づき、態勢の見直しを行うなど、適正な利息、保証料等に係る契約の締結等その実効性が確保されているか。

(貸金業者向けの総合的な監督指針II-2-12)

サイバーセキュリティ管理

サイバーセキュリティ管理態勢の整備に係る着眼点

貸金業者向けの総合的な監督指針

II-2-4 システムリスク管理態勢

(1) 主な着眼点

⑤ サイバーセキュリティ管理

サイバーハイジーン(サイバーセキュリティ分野における
衛生管理)的な基本動作
(2024年10月の監督指針改正で策定)

ハ. サイバー攻撃に備え、入口対策、内部対策、出口対策といった多段階のサイバーセキュリティ対策を組み合わせた多層防御を講じているか。

- ・ 入口対策(例えば、ファイアウォールの設置、抗ウィルスソフトの導入、不正侵入検知システム・不正侵入防止システムの導入 等)
- ・ 内部対策(例えば、特権 ID・パスワードの適切な管理、不要な IDの削除、特定コマンドの実行監視 等)
- ・ 出口対策(例えば、通信ログ・イベントログ等の取得と分析、不適切な通信の検知・遮断 等)

ホ. システムの脆弱性について、OSの最新化やセキュリティパッチの適用など必要な対策を適時に講じているか。

その他近時のトピック

個人情報保護法(金融分野GLを含む)に基づく個人情報管理の 厳格化への対応

安全管理措置 -金融分野GL-

第8条 安全管理措置(法第23条関係)

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等の必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置は、個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「**組織的安全管理措置**」、「**人的安全管理措置**」、「**物理的安全管理措置**」、「**技術的安全管理措置**」及び「**外的環境の把握**」を含むものでなければならない。

当該措置は、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じたものとする。(略)

8. (略)

(物理的安全管理措置)

- ① 個人データの取扱区域等の管理
- ② 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- ③ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ④ 個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄



「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」(安全管理実務指針)で詳細化

物理的安全管理措置 -安全管理実務指針-

4-1(個人データの取扱区域等の管理)

- ① 個人データ等を取り扱う重要な情報システムの管理区域への入退室管理等
- ② 管理区域への持ち込み可能機器等の制限等
- ③ のぞき込み防止措置の実施等による権限を有しない者による閲覧等の防止

4-2(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

- ① 個人データを取り扱う機器等の施錠等による保管
- ② 個人データを取り扱う情報システムを運用する機器の固定等

4-3(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)

- ① 持ち運ぶ個人データの暗号化、パスワードによる保護等
- ② 書類等の封緘、目隠しシールの貼付等

4-4(個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)

- ① 容易に復元できない手段によるデータ削除
- ② 個人データが記載された書類等又は記録された機器等の物理的な破壊等

外部委託先の管理

個人情報保護法25条

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、**委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督**を行わなければならない。

※ 個人データの取扱いの委託とは、契約の形態・種類を問わず、個人情報取扱事業者が他の者に個人データの取扱いを行わせることをいう。具体的には、個人データの入力(本人からの取得を含む。)、編集、分析、出力等の処理を行うことを委託すること等が想定されるとされている。

委託を受けた者に対して必要かつ適切な監督を行っていない事例(個人情報保護に関するガイドライン通則編)

- 事例 1) **個人データの安全管理措置の状況を契約締結時及びそれ以後も適宜把握せず**外部の事業者に委託した結果、**委託先が個人データを漏えいした場合**
- 事例 2) 個人データの取扱いに関して**必要な安全管理措置の内容を委託先に指示しなかった結果、委託先が個人データを漏えいした場合**
- 事例 3) **再委託の条件に関する指示を委託先に行わず、かつ委託先の個人データの取扱状況の確認を怠り、委託先が個人データの処理を再委託した結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合**
- 事例 4) 契約の中に、委託元は委託先による再委託の実施状況を把握することが盛り込まれているにもかかわらず、委託先に対して**再委託に関する報告を求めるなどの必要な措置を行わず、委託元の認知しない再委託が行われた結果、当該再委託先が個人データを漏えいした場合**

漏えい等報告等 -金融分野GL-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等(法第26条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による(施行規則第7条各号関係に限る。)

1. 金融分野における個人情報取扱事業者は、**施行規則第7条各号に定める事態**を知ったときは、通則ガイドライン3-5-3(個人情報保護委員会への報告)に従って、個人情報保護委員会(法第147条の規定により金融庁長官等が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあっては金融庁長官等、法第165条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあっては地方公共団体の長等)に**報告しなければならない**。
また、金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って、監督当局に報告しなければならない。
2. 金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(前項に規定する事態を除く。)を知ったときは、同項の規定に準じて、監督当局に報告することとする。
 - ① その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - ② その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等(法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあっては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。次項において同じ。)又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

本人への通知等 -金融分野GL-

第11条 個人データ等の漏えい等の報告等(法第26条関係)

以下の事項の他は通則ガイドラインの例による(施行規則第7条各号関係に限る。)

3. 金融分野における個人情報取扱事業者は、施行規則第7条各号に定める事態を知ったときは、通則ガイドライン3-5-4(本人への通知)に従い、本人への通知等を行わなければならない。

また、金融分野における個人情報取扱事業者は、次に掲げる事態(施行規則第7条各号に定める事態を除く。)を知ったときも、これに準じて、本人への通知等を行うこととする。

- ① その取り扱う個人データ(仮名加工情報である個人データを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ② その取り扱う個人情報(仮名加工情報である個人情報を除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態

障害を持つ顧客への合理的配慮

障害者差別解消法の改正

■ 障害者差別解消法の改正を踏まえた監督指針の改正(令和6年4月1日より適用)

改正後	改正前
【本編】 Ⅱ 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－2 業務の適切性 Ⅱ－2－22 障害者への対応 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられているところである。	【本編】 Ⅱ 貸金業者の監督に当たっての評価項目 Ⅱ－2 業務の適切性 Ⅱ－2－22 障害者への対応 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。)により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の努力義務が課せられているところである。

起業・副業を巡る資金需要者等の被害への対応

参考:消費者庁からの注意喚起の概要

◆ 消費者庁「遠隔操作アプリを用いて、消費者金融業者から高額な借入れをさせる副業サポート事業者に関する注意喚起」 (2024年2月29日)

<具体的な手口>

- ・ 「副業のランキングサイト」等から、LINE アカウントとのトークへ誘導する。
- ・ 消費者が LINE の友だち登録をすると、勧誘アカウントから副業の勧誘を行う。
- ・ 電話とマニュアルで副業の内容を説明した上で、報酬を受け取るためにインターネットバンキングの口座開設が必要であるなどとして、遠隔操作アプリで消費者のスマホ画面を共有する。
- ・ 副業に必要であるとして、高額なサポートプランの契約を勧誘してくる。消費者が高額な利用金額に躊躇すると、借入れをしても簡単に返済できるかのような説明をして、消費者金融会社から借入れをするように勧める。
- ・ 消費者がこれに応じると、遠隔操作アプリを用いて、消費者のスマホ画面を共有しながら、複数の消費者金融会社に対し、生活費等の名目で借入申請するように誘導し、借入れをさせる。
- ・ 消費者が借り入れた計数十万円や百万円を超える金額を、サポートプランの代金として、副業サポート事業者が指定した口座に送金させる。

ご清聴ありがとうございました。

森・濱田松本法律事務所 外国法共同事業
弁護士 小田 大輔

プロフィール:<https://www.morihamada.com/ja/people/daisuke-oda>

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1
丸の内パークビルディング
TEL 03-6266-8725
FAX 03-6266-8625
daisuke.oda@morihamada.com

ご質問・ご意見等は、上記までお寄せください。